

各事業本部長 様
事業本部に属さない各部（室・局）長 様

総務部長 横野 茂
（公印省略）

平成 24 年度 管理職選考の実施および受験申込について（通知）

標記の件について、別添の「平成 24 年度管理職選考実施要綱」のとおり実施いたします。
つきましては、下記事項とあわせて貴所属職員に周知願います。

記

1 受験申込書の配付および提出

受験申込書の配付および提出については、別添実施要綱「7 受験の手続」の規定にかかわらず、以下の方法により行います。

(1) 受験申込書の配付

職員課人事係の窓口で配付いたします。

なお、職員課人事係まで電話をいただければ、交換便により本人あてに受験申込書および実施要綱を送付いたします。

(2) 受験の申込

受験申込書は必ず本人が記入し、職員課人事係に直接、提出してください。

なお、交換便による提出も可としますが、事前にその旨を電話連絡してください。

《申込期限》 平成 24 年 5 月 31 日（木）

2 受験資格の疑義

実施要綱「6 受験資格の特例」に該当する方で、受験資格の有無に疑義のある場合は、お問い合わせください。

3 受験の奨励

受験資格対象者のうち係長級以上職員（次席を含む。）に対しては、できる限り所属長から受験の奨励をお願いいたします。

4 I 類筆記考査における受験方式

I 類筆記考査については、平成 22 年度から実施要綱「3 I 類筆記考査における受験方式」のとおりですが、平成 24 年度から「前倒し方式」の受験資格が「主任主事 5 年目の職員」から「主任主事 3～5 年目の職員」に拡充されました。

なお、免除受験方式の対象者につきましては、別途本人あてに専用の受験申込書を送付いたします。

5 その他

この通知文および実施要綱等につきましては、グループウェアの「部内掲示板」⇨「人事係掲示板」に掲載しております。

6 申込・問い合わせ先

総務部職員課人事係 内線 5 6 6 6 直通 5 9 8 4 - 5 7 8 2

24 練総職第 130 号

平成 24 年 4 月 24 日

各 課（所・室・館・局・次）長 様

総務部職員課長事務取扱
総務部参事 堀 和 夫
（公 印 省 略）

管理職選考制度改正について

平成 24 年度管理職選考より、「前倒し受験」方式にかかる受験対象者の拡充等の制度改正が下記のとおり行われます。

制度改正につきましては 3 月の庶務担当課長会・係長会にて周知したところですが、広く職員の方々への周知を図りたく、管理職選考実施要綱および特別区人事委員会事務局からの制度改正説明資料を、グループウェアの「部内掲示板」⇔「人事係掲示板」に掲載しましたので、貴所属職員に再度周知願います。

記

1 主な制度改正内容

- ・「前倒し受験」方式の受験資格を「主任主事 5 年目の職員」から「主任主事 3～5 年目の職員」に拡充
- ・選考における評定基準の公表（実施要綱掲載）
- ・択一・短答式問題受験の免除資格決定基準の公表（実施要綱掲載）

※詳細については、グループウェアの「部内掲示板」⇔「人事係掲示板」に掲載しております管理職選考実施要綱および特別区人事委員会事務局からの制度改正説明資料をご確認ください。不明な点等ありましたら、職員課人事係あてにお問い合わせください。

2 問い合わせ先

総務部職員課人事係 内線 5 6 6 6 直通 5 9 8 4－5 7 8 2

平成24年5月16日
総務部職員課

今後の管理職退職者数（平成24年4月1日現在）

退職年次	人数	累計
平成24年度末	6	6
平成25年度末	3	9
平成26年度末	8	17
平成27年度末	14	31
平成28年度末	7	38
平成29年度末	10	48
平成30年度末	12	60
平成31年度末	8	68
平成32年度末	7	75
平成33年度末	7	82

管理職選考合格待機者数（平成24年4月1日現在）

選考年次	人数
平成21年度選考	1
平成22年度選考	4
平成23年度選考	6
合計	11

～管理職選考(Ⅰ類)を改正します～

「前倒し受験方式」を拡充します!!

平成24年度管理職選考より実施(平成24年4月上旬 実施要綱発表)

1 改正主旨

昇任選考を通じた計画的な人材育成を推進し、有為な管理職を的確に確保するため、受験方式の一部を改正します。

改正のねらい

- 係長職昇任選考と受験機会が重なっている状況を改善することで、主任主事昇任選考の段階から、係長職・管理職を見据えて計画的に受験できる制度となります。【職員の視点】
- 主任主事昇任選考から管理職選考まで途切れることのない昇任選考制度を構築することで、昇任選考を通じて管理職を複数年かけて計画的に育成する仕組みとなります。【組織の視点】

2 改正内容

受験方式	【改正後】	【現行】
前倒し	主任主事 3～5年目 の職員 (注)	主任主事 5年目 の職員 (54歳未満)
	経験者<主任主事Ⅰ> 主任主事2～4年目の職員	経験者<主任主事Ⅰ> 主任主事4年目の職員
	経験者<主任主事Ⅱ> 主任主事1～2年目の職員	経験者<主任主事Ⅱ> 主任主事2年目の職員
全部・分割	<u>変更なし</u>	主任主事以上6年以上の職員 (55歳未満)
		経験者<主任主事Ⅰ> 主任主事以上5年以上の職員
		経験者<主任主事Ⅱ> 主任主事以上3年以上の職員

(注)主任主事の在職期間が3年目の職員は52歳未満、4年目の職員は53歳未満、5年目の職員は54歳未満であること。(年度末日)

3 その他の取組み

(1) 評定基準の公表 (Ⅰ・Ⅱ類)

管理職員として求められる資質、能力を具体的に示し、管理職員に必要とされる能力等を日頃の職務を通じて修得していくことを推進するため、実施要綱に管理職選考における評定基準を掲載します。

(2) 免除者決定基準の公表

受験者が目標を持って勉強に取り組むことを推進するため、「免除者決定基準」を実施要綱に掲載します。

4 前倒し受験方式改正イメージ

● イメージ図

職務の級	1級職				2級職					3級職(主任主事)					4級職(係長級)		
年数	1	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3				
【現行】	2級職昇任選考				主任主事選考	(主任主事採用) (主任主事Ⅰ)					係長職昇任選考	<管理職選考> 全部・分割受験方式					
	(2級職) 経験者採用					(主任主事採用) (主任主事Ⅱ)						≪免除資格有効期間≫ 最大:3年間					



職務の級	1級職				2級職					3級職(主任主事)					4級職(係長級)		
年数	1	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3				
【改正後】	2級職昇任選考				主任主事選考	(主任主事採用) (主任主事Ⅰ)					係長職昇任選考	<管理職選考> 全部・分割受験方式					
	(2級職) 経験者採用					(主任主事採用) (主任主事Ⅱ)						≪免除資格有効期間≫ 最大:3年間					

【改正点】3年間に拡充

変更なし

● 主任主事昇任年度別 受験資格一覧

主任主事昇任年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
平成20年度		①	②	③	④	⑤								
平成21年度			①	②	③	④	⑤							
平成22年度				①	②	③	④	⑤						
平成23年度					①	②	③	④	⑤					
平成24年度						①	②	③	④	⑤				
平成25年度							①	②	③	④	⑤			
平成26年度								①	②	③	④	⑤		
平成27年度									①	②	③	④	⑤	
平成28年度										①	②	③	④	⑤

・ ○内の数字は主任主事経験年数

太枠内: 前倒し受験資格を有する期間

≪全部・分割・免除受験方式≫

5 出題分野

前倒し受験方式(択一・短答式問題のみ受験)は区分ごとに、定められた時間内で共通・専門問題を受験します。

択一・短答式問題(平成23年度実績)						
区分	【共通問題】			【専門問題】		
	出題分野	出題形式	出題数	出題分野	出題形式	出題数
事務系	地方自治制度	五枝択一式	14問	行政法	五枝択一式	16問
	地方公務員制度		6問	財政学・地方財政制度		4問
技術系	事務と同じ			選考区分別の技術専門問題	短答式等	5題中3題選択

※出題数は変更になる事があります。

管理職選考 I 類について【概要】 ※詳しくは平成24年度実施要綱でご確認ください。

●選考種別及び区分

選考種別	選考区分	
I 類	事務系 (1区分)	事務
	技術系 (3区分)	技術 I (主として土木及び造園関係の課長級の職)
		技術 II (主として建築関係の課長級の職)
		技術 III (その他の技術関係の課長級の職)

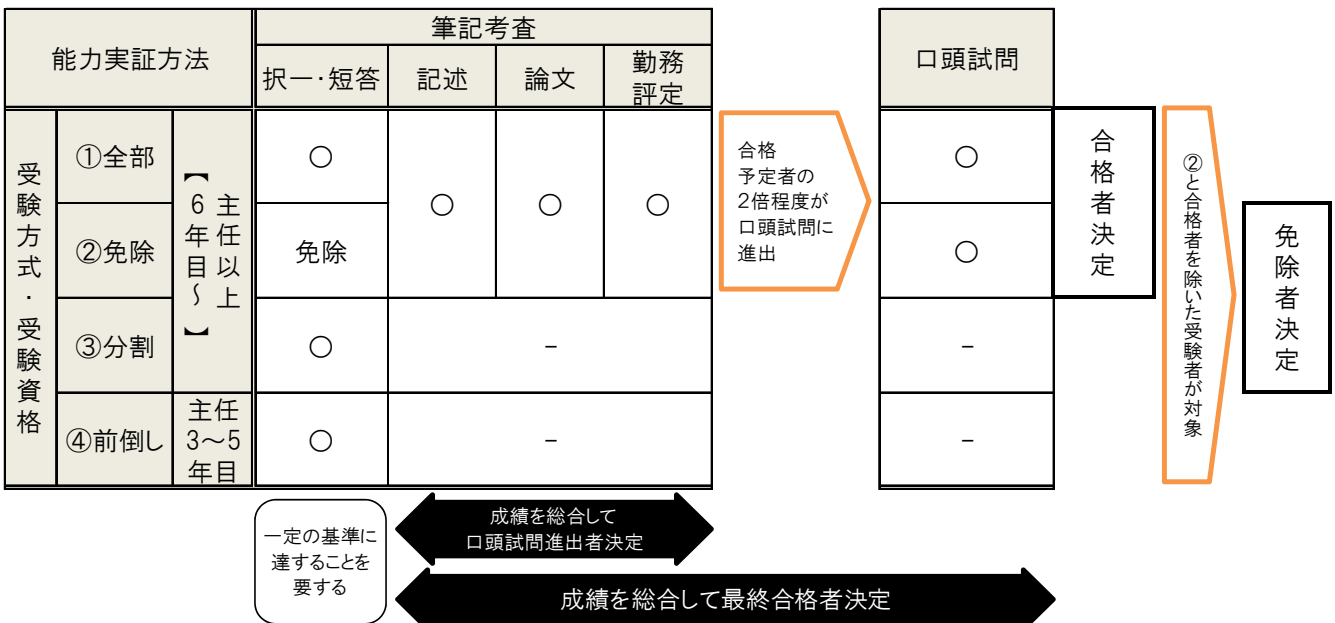
●受験資格 (全部・分割・免除)

年齢要件：年齢55歳未満の人 (年度末日)
職歴要件：主任主事以上の職にあり、その在職期間が6年以上の人

●受験方式

★当該年度の合格を目指す方式	
全部受験方式	受験資格を満たしている人が、筆記考査(択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題)を受験し、当該年度の合格を目指す方式
免除受験方式	受験資格を満たし、択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式
★翌年度以降の合格を目指す方式(計画的な受験が可能)	
分割受験方式	受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式
前倒し受験方式	【主任主事3～5年目】の職員が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式 ※免除資格を取得できた場合には、受験資格が発生した年度(例.主任主事以上6年目)に記述式問題・論文式問題から受験することができます。

●管理職選考の流れ (I 類事務)



平成24年度 管理職選考実施要綱

平成24年4月6日

特別区人事委員会

1 選考の目的

この選考は、特別区に勤務する職員に対する課長級の職への昇任にあたっての第一次選考として行います。

2 選考種別及び区分

選考種別	選考区分	
I類	事務系(1区分)	事務
	技術系(3区分)	技術I(主として土木及び造園関係の課長級の職)
		技術II(主として建築関係の課長級の職)
技術III(その他の技術関係の課長級の職)		
II類	事務系(1区分)	事務
	技術系(1区分)	技術

3 I類筆記考査における受験方式

全部 受験方式	筆記考査(択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題)全てを受験する方式
分割 受験方式	択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。本年度の管理職選考合格にはいたらない。
免除 受験方式	択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式
前倒し 受験方式	主任主事の職にあり、その在職期間が3～5年目の人(経験者採用制度により採用された人等の特例あり)が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。本年度の管理職選考合格にはいたらない。

選考の日程

選考の期日

- 筆記考査 平成24年9月2日(日)
- 口頭試問 平成24年10月20日(土)及び平成24年10月21日(日)のうち指定する1日

口頭試問進出者の通知

平成24年10月9日(火)午前(予定) 任命権者を通じて通知します。

合格者の発表

平成24年11月5日(月)午前(予定) 任命権者を通じて発表します。

択一・短答式問題受験の免除者の通知

平成24年11月14日(水)午前(予定) 任命権者を通じて通知します。

4 受験資格及び選考方法等

I 類 【 全部、分割又は免除受験方式で受験する人 】（以下「I 類【全部・分割・免除】」という。）

(1) 受験資格（別表 2 (P8) 参照）

① 原則

日本国籍を有する別表 1 (P8) の職種の職務に従事する人で、平成25年 3 月末日現在、次のいずれにも該当する人

ア 年齢55歳未満の人（昭和33年 4 月 2 日以降に生まれた人）

イ 主任主事以上の職にあり、その在職期間が6年以上の人

② 経験者採用制度により採用された人の特例

ア 経験者（主任主事Ⅰ）の区分により主任主事に採用された人については、I 類【全部・分割・免除】の上記①イの在職期間に係る規定を「その在職期間が5年以上」とします。

イ 経験者（主任主事Ⅱ）の区分により主任主事に採用された人については、I 類【全部・分割・免除】の上記①イの在職期間に係る規定を「その在職期間が3年以上」とします。

(2) 選考区分の選択

選考区分は、職種にかかわらず選択できます。

(3) 受験方式の選択

① 択一・短答式問題受験の免除資格が付与されていない人

全部又は分割受験方式を選択します。ただし、分割受験方式を選択できる人は、来年度も I 類の受験資格を満たす人に限られます。

② 択一・短答式問題受験の免除資格が付与されている人

免除資格を付与されている選考区分で申込みをする場合、受験方式は免除受験方式に限ります。免除資格を付与されている選考区分以外で申込みをする場合は、上記①による受験方式の選択となります。この場合、既に付与されている免除資格は失効します（「5 択一・短答式問題受験の免除資格」(P5) 参照）。

(4) 選考方法

別表 4 (P9) のとおり。

(5) 合格者の決定

① 事務系の選考区分については、口頭試問受験者の記述式問題、論文式問題、勤務評定及び口頭試問の成績を総合して合格者を決定します。

② 技術系の選考区分については、口頭試問受験者の記述式問題、論文式問題、勤務評定、口頭試問及び適性評定の成績を総合して合格者を決定します。

(6) 合格予定者数

選考区分	合格予定者数
事務	87名 (別記(P14)参照)
技術Ⅰ	} 32名
技術Ⅱ	
技術Ⅲ	

合格者数は、本表掲載の合格予定者数と異なる場合があります。

I類【前倒し受験方式で受験する人】 (以下「I類【前倒し】」という。)

(1) 受験資格 (別表3 (P8)参照)

日本国籍を有する別表1 (P8)の職種の職務に従事する人で、平成25年3月末日現在、次のいずれかに該当する人

① 原則

ア 主任主事の職にあり、その在職期間が3年で、年齢52歳未満の人 (昭和36年4月2日以降に生まれた人)

イ 主任主事の職にあり、その在職期間が4年で、年齢53歳未満の人 (昭和35年4月2日以降に生まれた人)

ウ 主任主事の職にあり、その在職期間が5年で、年齢54歳未満の人 (昭和34年4月2日以降に生まれた人)

② 経験者採用制度により経験者〈主任主事Ⅰ〉の区分で主任主事に採用された人 (特例)

ア 主任主事の職にあり、その在職期間が2年で、年齢52歳未満の人 (昭和36年4月2日以降に生まれた人)

イ 主任主事の職にあり、その在職期間が3年で、年齢53歳未満の人 (昭和35年4月2日以降に生まれた人)

ウ 主任主事の職にあり、その在職期間が4年で、年齢54歳未満の人 (昭和34年4月2日以降に生まれた人)

③ 経験者採用制度により経験者〈主任主事Ⅱ〉の区分で主任主事に採用された人 (特例)

ア 主任主事の職にあり、その在職期間が1年で、年齢53歳未満の人 (昭和35年4月2日以降に生まれた人)

イ 主任主事の職にあり、その在職期間が2年で、年齢54歳未満の人 (昭和34年4月2日以降に生まれた人)

(2) 選考区分の選択

選考区分は、職種にかかわらず選択できます。

(3) 選考方法

別表4 (P9)に定める択一・短答式問題のみを受験することができます。

Ⅱ類

(1) 受験資格

日本国籍を有する別表 1 (P8) の職種の職務に従事する人で、平成25年 3 月末日現在、次のいずれにも該当する人

- ① 年齢47歳以上56歳未満の人（昭和32年 4 月 2 日から昭和41年 4 月 1 日までに生まれた人）
- ② 総括係長職にあり、その在職期間が 1 年以上の人

(2) 選考区分の選択

現に属する職種の別表 1 (P8) に定める事務又は技術の区分によります。

(3) 選考方法

別表 5 (P10) のとおり。

(4) 合格者の決定

口頭試問受験者の筆記考査、勤務評定及び口頭試問の成績を総合して合格者を決定します。

(5) 合格予定者数

選考区分	合格予定者数
事務	45名 (別記(P14)参照)
技術	16名

合格者数は、本表掲載の合格予定者数と異なる場合があります。

5 択一・短答式問題受験の免除資格

(1) 免除資格の付与対象者

平成24年度の管理職選考において次のいずれかに該当する人

- ① 全部受験方式で筆記考査(択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題)全てを受験し、口頭試問に進出しなかった人及び口頭試問に進出した人のうち合格にいたらなかった人
- ② 分割又は前倒し受験方式で受験した人

(2) 免除資格の付与基準

① 付与基準

択一・短答式問題の成績が上位30%程度

② 上位30%程度を算出する際の対象者

上記(1)免除資格の付与対象者に加え、合格者も含まれます。

(3) 免除資格の付与期間

受験資格は、択一・短答式問題の成績が上記(2)①の基準に達した人に対して次のいずれかの期間付与します。

① 来年度にI類【全部・分割・免除】の受験資格を満たす人に対し、平成25年度以降3年間

② 来年度にI類【全部・分割・免除】の受験資格を満たさない人に対し、I類【全部・分割・免除】の受験資格を満たす年度以降3年間

ただし、免除資格はI類の受験資格を有する期間において付与するものであり、上記①、②に関わらず、受験者の年齢によっては、1年間又は2年間の免除資格の付与となります。

(4) 免除資格が有効となる選考区分

免除資格が付与されている選考区分に限り有効です。免除資格を付与されている選考区分以外で受験する場合には、改めて択一・短答式問題を受験する必要があります。

(5) 免除資格の失効

免除資格は、次の事由により失効します。

① 免除資格の有効期間が経過したとき

② 免除資格が付与されている選考種別又は区分以外で申込みをしたとき

③ 上記①、②のほか特別な事情により資格を失効させることが適当であると特別区人事委員会が判断したとき

(6) 免除資格の再付与

上記(5)に定める事由により免除資格を失効した人が、択一・短答式問題を受験して成績が一定の基準に達し、かつ受験資格に照らし、免除資格の付与が可能である場合は、改めて免除資格を付与します。

(7) 択一・短答式問題の受験の制限

免除資格を付与されている人は、免除資格を付与されている選考区分の択一・短答式問題を受験することはできません。

6 受験資格の特例

- (1) 現職に引き続いている特別区の3級職以上の在職期間（技能系を除く。）又は東京都における下記①、②の期間（ただし、特別区の職員と同等以上と認められる期間に限る。）は、現在所属する特別区の在職期間とみなし、全期間を通算します。ただし、昭和62年度以降の採用者については、人事交流者（特別区及び特別区の組織する一部事務組合相互間並びに東京都・特別区間）及び清掃事業の移管に伴う身分切替職員を除き、東京都の在職期間は通算しません。
 - ① 平成21年3月31日以前の3級職以上（技能系を除く。）の在職期間
 - ② 上記①の在職期間を有する場合、平成21年4月1日以降の2級職以上（技能系を除く。）の在職期間
- (2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき特別区において定められた条例に規定する特定法人に退職派遣された人（以下「退職派遣者」という。）については、特別区職員とみなし、この要綱の規定を準用します。

また、退職派遣者が当該条例により引き続き特別区に再採用された場合、派遣先に在職していた期間のうち3級職以上に相当する在職期間は、特別区の当該在職期間とみなし、全期間を通算します。
- (3) 転職（能力認定又は退職再採用方式により、職種を変更した場合を含む。）前の職員期間のうち3級職以上（技能系を除く。）の在職期間は、全期間を通算します。
- (4) 休職、結核休養、自己啓発等休業、育児休業の期間は、除算の取扱いをしません。
- (5) 停職期間は除算し、その前後を加算します。
- (6) 休職、結核休養、自己啓発等休業、育児休業又は停職期間中で、選考期日までに復職できない人は、受験することができません。

7 受験の手続

(1) 受験申込書の記入

① I類

所属長から「平成24年度管理職選考I類受験申込書(全部、分割又は前倒し受験方式)」又は「平成24年度管理職選考I類受験申込書(免除受験方式)」を受け取り、必要事項を記入してください。

② II類

所属長から「平成24年度管理職選考II類受験申込書」を受け取り、必要事項を記入してください。

※ 申込みにあたっての注意事項

・重複申込みの禁止

I類とII類の受験資格を共に有する人であっても、同一年度に重複して申し込むことはできません。

・選考種別等の変更の禁止

受験申込書提出期限経過後は選考種別、選考区分及び受験方式の変更の申出には応じられません。

(2) 受験申込書提出期限及び提出方法

所属長を通じ、平成24年6月6日(水)までに特別区人事委員会事務局任用課に提出してください。

(3) 受験票の受領

受験申込書を受理した人については、平成24年8月下旬に受験票を交付します。所属長から受験票を受領してください。

8 成績の告知

平成24年度の管理職選考において、(1)に定める対象者のうち、希望する人に対して筆記考査及び口頭試問の成績を告知します。

(1) 対象者及び告知の内容

- ① 口頭試問に進出しなかった人（ただし、受験方式ごとに定められた筆記考査全てを受験した人に限ります。）

筆記考査の成績

- ② 口頭試問に進出した人のうち合格にいたらなかった人

筆記考査の成績及び口頭試問の成績

- ③ 分割又は前倒し受験方式で受験した人

択一・短答式問題の成績

(2) 告知方法

本人あて郵送により行います。詳細については、合格者の発表後に各区等の人事担当課を経由して通知します（郵送料本人負担）。

9 特別区の一部事務組合の職員の取扱い

特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合の職員については、これらの規定を準用します。

別表 1

事務 法務 会計 社会教育 福祉 心理 学芸研究
(以上、Ⅱ類については事務区分)
土木造園 建築 機械 電気 物理 衛生監視 医師 歯科医師
診療放射線 歯科衛生 理学療法 作業療法 検査技術 栄養士 保健師 看護師
(以上、Ⅱ類については技術区分)

別表 2

主任主事以上の職 の在職期間	原則	経験者採用者（特例）	
		主任主事Ⅰ	主任主事Ⅱ
1年	—	—	—
2年	—	—	—
3年	—	—	受験可（55歳未満）
4年	—	—	受験可（55歳未満）
5年	—	受験可（55歳未満）	受験可（55歳未満）
6年	受験可（55歳未満）	受験可（55歳未満）	受験可（55歳未満）

※「在職期間」、「年齢」とともに平成25年3月末日現在

別表 3

主任主事以上の職 の在職期間	原則	経験者採用者（特例）	
		主任主事Ⅰ	主任主事Ⅱ
1年	—	—	受験可（53歳未満）
2年	—	受験可（52歳未満）	受験可（54歳未満）
3年	受験可（52歳未満）	受験可（53歳未満）	—
4年	受験可（53歳未満）	受験可（54歳未満）	—
5年	受験可（54歳未満）	—	—
6年	—	—	—

※「在職期間」、「年齢」とともに平成25年3月末日現在

別表 4

筆記 考 査	択一・ 短答式 問題	1時間30分	
		出題分野 事務系、技術系共通 20問（五枝択一式） 地方自治制度、地方公務員制度 事務系 20問（五枝択一式） 事務専門問題（行政法、財政学・地方財政制度） 技術系 5題中3題選択（短答式等） 技術専門問題（出題領域は別表6（P10）のとおり。）	
		記述式問題	
		論文式問題	
	勤務 評 定	2時間 1題（A3判1枚以内で解答 形式自由） 白書、新聞記事等の与えられた資料を読み、設問に基づき解答する方式です。 課題対応能力、課題解決能力等を評定します。（評定基準は別表7（P10）のとおり。）	
		2時間 2題出題し、1題選択（1,500字～2,000字程度） 表現力、論理性、問題意識等について、事務系・技術系それぞれ課題式により評定します。 （評定基準は別表8（P11）のとおり。）	
口 頭 試 問	事務系	筆記考査のうち、記述式問題及び論文式問題の受験者を対象に、日常の勤務実績について、任命権者が評定します。（評定基準は別表12（P12）のとおり。）	
	技術系	全部受験方式で筆記考査全てを受験した人のうち、択一・短答式問題の成績が一定の基準以上に達し、かつ記述式問題、論文式問題及び勤務評定の結果を総合して一定の基準以上の人並びに免除受験方式で筆記考査全てを受験した人のうち、記述式問題、論文式問題及び勤務評定の結果を総合して一定の基準以上の人を対象に、個別面接方式により、表現力、判断力等について評定します（口頭試問進出者数は合格予定者数の2倍程度）。（評定基準は別表10（P11）のとおり。）	
適性 評 定	技術系	全部受験方式で筆記考査全てを受験した人のうち、択一・短答式問題の成績が一定の基準以上に達し、かつ記述式問題、論文式問題及び勤務評定の結果を総合して一定の基準以上の人並びに免除受験方式で筆記考査全てを受験した人のうち、記述式問題、論文式問題及び勤務評定の結果を総合して一定の基準以上の人を対象に、個別面接方式により、表現力、判断力等について評定します（口頭試問進出者数は合格予定者数の1.5倍程度）。（評定基準は別表10（P11）のとおり。）	
適性 評 定	技術系	技術系の口頭試問進出者を対象に、管理職としての適性について、任命権者が評定します。	

別表 5

筆記考査	2時間	1題	(1,500字～2,000字程度)
	特別区政における一般的・具体的諸問題に対し、表現力、理解力、判断力等について、事例式論文により評定します。(評定基準は別表9(P11)のとおり。)		
勤務評定	筆記考査の受験者を対象に、日常の勤務実績について、任命権者が評定します。(評定基準は別表13(P13)のとおり。)		
口頭試問	事務系	筆記考査及び勤務評定の結果を総合し、一定の基準以上の人(合格予定者数の2倍程度)を対象に、個別面接方式により、表現力、判断力等について評定します。(評定基準は別表10(P11)のとおり。)	
	技術系	筆記考査及び勤務評定の結果を総合し、一定の基準以上の人(合格者相当数)を対象に、個別面接方式により、表現力、判断力等について評定します。(評定基準は別表11(P11)のとおり。)	

別表 6

選考区分	技術専門問題の出題領域	
技術Ⅰ	土木及び造園に関する計画、設計、施工、管理	
技術Ⅱ	建築に関する計画(設計、原論、都市計画)、構造(力学、構造)、施工(工法、材料)	
技術Ⅲ	選択区分1	材料力学、流体力学、熱力学、金属材料
	選択区分2	電気理論(電子回路を含む。)、配電・変電、電気応用(電子応用を含む。)
	選択区分3	公衆衛生学(化学を含む。)

- (注) 1 各選考区分とも、上記のほか、関連する法令、技術情勢、技術判断の分野を含みます。
2 選考区分技術Ⅲを受験する人は、選択区分1～3のうちいずれか一つを選択してください。

別表 7

採点項目		記述式問題における採点の着眼点
個別項目	問題点抽出・分析力	提供された資料から、管理職の視点により、的確に問題点の抽出と分析ができているか。
	課題設定力	分析した問題点を踏まえて、管理職の視点から、的確に解決すべき課題が設定されているか。
	課題解決力	設定した課題に関して、管理職の視点から、的確に解決に向けた施策が提示されているか。その施策は現実性、具体性を有しているか。
全体項目	全体的構成力	管理職としての視点の有無と度合い、課題把握等の視野の幅広さ、論理性、説得性、判断能力について総合的に評定する。

別表 8

採点項目		論文式問題（Ⅰ類）における採点の着眼点
個別項目	問題意識	論文テーマに対して、特別区の管理職としての視点で課題設定ができていないか。論文テーマに対して正確な状況認識をしているか。問題意識に幅広さや深さを感じるか。
	論理性	論述内容に説得力があるか。論旨が明快であるか。 論理に幅広さ、奥行きがあるか。
	構成力	論文の体裁となっているか。論理展開ができていないか。
	独自性・表現	自分の言葉で論述しているか（評論家になっていないか）。論文の表現が豊かか。語句の使い方は適切か。
全体項目	完成度	特別区の管理職としての視点があり、当事者意識を持つ論文であるか。昇任への意欲の強さを感じさせる論文であるか。論文全体から、管理職へのセンスやリアル感が窺え、今後の伸びしろ、期待を感じさせる論文であるか。

別表 9

採点項目		筆記考査（Ⅱ類）における採点の着眼点
個別項目	問題意識	論文テーマに対して、特別区の管理職としての視点で現状を認識しているか。問題意識に深さを感じられるか。
	理解力	幅広い視点で、事例について問題点をとらえ、管理職の視点で課題認識をしているか。
	判断力	課題の解決方法は、特別区の管理職としての視点を持ち、かつ実現可能で妥当なものか。
	表現力	構成が論理的であるか。文章は分かりやすく、表現、語句の使い方が適切か。
	内容	論述内容に、特別区の管理職としての高い見識と教養が見られ、充実したものであるか。

別表 10

評定項目	口頭試問（Ⅰ類事務系・技術系、Ⅱ類事務系）における採点の着眼点	
判断力	・質問の要点をよく把握していたか。 ・質問に対する判断は適切であったか。	
表現力	・自分の考えをわかりやすく話していたか。 ・論理性があり、簡潔に話していたか。	
問題意識	・将来への展望をもって思考する姿勢があるか。 ・現状否定に終始せず、建設的な姿勢があるか。	
柔軟性	・幅広い思考をしているか。 ・物事を多面的にとらえているか。	
人物	・誠実で、信頼できる人柄か。 ・責任感があり、真摯な態度が感じられるか。	

別表 11

評定項目	口頭試問（Ⅱ類技術系）における採点の着眼点
判断力	・質問に対して、どのように考え、どのように判断したか。
表現力	・自己の意見を、いかに論理的、かつ簡潔に表現できたか。
識見	・物事に対する知識や見識はどうか。
人物	・人柄や性格はどうか。

別表 12

評価項目	評価要素	勤務評価（I類）における着眼点
能	知識	1 職務を遂行するうえで必要な基礎知識があるか。 2 職務を遂行するうえで必要な専門知識があるか。 3 職務に関連する幅広い知識があるか。 4 公務員として必要な社会常識があるか。 5 区政全般に関する知識があるか。
	創造力	1 職務上の問題点を発見し、解決策をまとめることができるか。 2 的確に将来の見通しを立て、計画を立てることができるか。 3 建設的、かつ、独創的な考え方をまとめることができるか。 4 効果的で実現可能性のある解決策をつくることができるか。 5 広い視野に立って、基本的施策の企画立案をすることができるか。
	理解・判断力	1 職務上の課題・問題点等を的確・迅速に把握することができるか。 2 上司の指示や方針を十分に理解することができるか。 3 自己の職務が占める役割を正しく理解することができるか。 4 困難な状況下でも的確な判断をすることができるか。 5 大局的な視点から判断することができるか。
	指導力	1 部下・後輩から十分に信頼され支持されているか。 2 部下・後輩の意見を傾聴し、必要に応じて説得することができるか。 3 部下・後輩の能力を十分に発揮させることができるか。 4 部下・後輩を効果的に指導・助言・育成することができるか。 5 部下・後輩の意欲を十分に引き出すことができるか。
	折衝・対応力	1 住民や関係者と良好な人間関係を築くことができるか。 2 住民に物事を要領よく説明し、相手に理解・納得させることができるか。 3 関連部門との折衝において目的を達成することができるか。 4 組織として意志決定した内容については、一貫性を持って粘り強く主張することができるか。 5 住民や関係者との信頼関係を維持しつつ、施策の意図するところを周知させることができるか。
執務態度	積極性	1 日常の仕事に意欲を持って取り組んでいるか。 2 新規の業務・企画にも意欲を持って取り組む姿勢があるか。 3 職務に関連する知識の取得など自己啓発に努めているか。 4 与えられた仕事のみではなく、他の仕事に対しても積極的な関心を持っているか。 5 困難な問題についても建設的、かつ、積極的に行動することができるか。
	協調性	1 周囲とのコミュニケーションを図り、職場の融和を心がけているか。 2 仕事を進めるうえで、周囲の職員と協力し合い目標を達成しようとする姿勢があるか。 3 同僚や部下・後輩に対し援助をするなど、チームワークづくりに努めているか。 4 常に組織の一員としての自覚を持って行動し、和を乱すことはないか。 5 他人の意見や批判に対して、謙虚に耳を傾けることができるか。
	責任感	1 自らの職務と役割を十分に自覚しているか。 2 日常の担当職務をきちんと処理しているか。 3 困難な仕事も最後までやり遂げているか。 4 自らの職責である仕事を他人に任せてしまうことはないか。 5 失敗しても他に責任を転嫁したりすることはないか。
	公務員としての意識	1 住民や関係者の意図・立場を素早く感じ取り、理解することができるか。 2 住民の立場を配慮し、誠実な態度で臨んでいるか。 3 税金の重みを自覚し、コスト意識を持って職務を遂行しているか。 4 公私の区別を明確にしているか。 5 仕事を行ううえで、情実にとらわれたり偏見を持つことなく判断することができるか。
業績	仕事の成果	1 仕事の成果は量的・質的に期待以上であるか。 2 遂行した仕事は正確であるか。 3 仕事を効率よく処理しているか。 4 担当職務について改善がはかられているか。 5 事務処理全般にわたり入念で粗漏がないか。

別 表 1 3

評価項目	評価要素	勤務評価（Ⅱ類）における採点の着眼点	
能力	知識	1 職務を遂行するうえで必要な基礎知識があるか。 2 職務を遂行するうえで必要な専門知識があるか。 3 職務に関連する幅広い知識があるか。 4 公務員として必要な社会常識があるか。 5 区政全般に関する知識があるか。	
職務態度	積極性	1 日常の仕事に意欲を持って取り組んでいるか。 2 新規の業務・企画にも意欲を持って取り組む姿勢があるか。 3 職務に関連する知識の取得など自己啓発に努めているか。 4 与えられた仕事のみではなく、他の仕事に対しても積極的な関心を持っているか。 5 困難な問題についても建設的、かつ、積極的に行動することができるか。	
	協調性	1 周囲とのコミュニケーションを図り、職場の融和を心がけているか。 2 仕事を進めるうえで、周囲の職員と協力し合い目標を達成しようとする姿勢があるか。 3 同僚や部下・後輩に対し援助をするなど、チームワークづくりに努めているか。 4 常に組織の一員としての自覚を持って行動し、和を乱すことはないか。 5 他人の意見や批判に対して、謙虚に耳を傾けることができるか。	
	責任感	1 自らの職務と役割を十分に自覚しているか。 2 日常の担当職務をきちんと処理しているか。 3 困難な仕事も最後までやり遂げているか。 4 自らの職責である仕事を他人に任せてしまうことはないか。 5 失敗しても他に責任を転嫁したりすることはないか。	
	公務員としての意識	1 住民や関係者の意図・立場を素早く感じ取り、理解することができるか。 2 住民の立場を配慮し、誠実な態度で臨んでいるか。 3 税金の重みを自覚し、コスト意識を持って職務を遂行しているか。 4 公私の区別を明確にしているか。 5 仕事を行ううえで、情実にとらわれたり偏見を持つことなく判断することができるか。	
業績	仕事の成果	進行管理	1 能率的、計画的に仕事を進めるために適時・適切な管理を行ったか。 2 係員の事務分担や仕事の配分は適切であったか。
		問題の把握及び解決	1 仕事をするうえで、常に問題意識を持ち適切に問題点を把握できたか。 2 困難な状況下でも適切・迅速に判断し、効果的で実現可能性のある解決策を考え、かつ、進めたか。
		リーダーシップ及び指導育成	1 職員の意欲を組織目的に向かって一つにまとめることができたか。 2 指導・助言・育成を通じ、部下の能力を十分に発揮させることができたか
		折衝・応答	1 住民や関係者に対して物事を要領よく説明し、理解・納得させることができたか。 2 関連部門との折衝において、十分に目的を達成することができたか。
		職務達成度	1 質的・量的に期待される水準以上の仕事を成し遂げたか。 2 仕事が正確であり、その結果が信頼できるものであったか。

別記

(単位：人)

区名等	I類	II類
千代田	2	2
中央	2	3
港	4	2
新宿	4	3
文京	4	2
台東	4	1
墨田	2	1
江東	4	2
品川	3	1
目黒	3	1
大田	8	5
世田谷	6	2
渋谷	4	2

区名等	I類	II類
中野	4	1
杉並	2	3
豊島	3	1
北	3	1
荒川	3	1
板橋	4	2
練馬	6	1
足立	4	2
葛飾	2	2
江戸川	3	2
特人厚	1	1
特競馬	1	－(※)
清掃	1	1

※受験資格を有する該当者なし

- (注) 1 表中の数字は、各区・組合が3月時点で算出した需要数です。
- 2 各区・組合における当初の想定を超える退職者等の発生による管理職数の不足を補うことを目的として、需要数は増加する可能性があります。
- 3 I・II類別需要数は、8月中旬の各区・組合に対する需要数再調査後に確定し、改めて8月下旬に各区・組合人事担当課を通じて周知します。
- なお、受験申込書提出期限（平成24年6月6日（水））経過後は、選考種別、選考区分及び受験方式の変更の申出には応じられません。